

## 平成27年度～令和3年度の国財源における活用事業の事後評価について

## &lt;R3年度の国財源にて行った事業&gt;

施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	<p>◇地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備【R3】</p> <p>◇医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施 <u>(転換検討に対する相談支援：5医療機関)</u></p> <p>◇各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスのため未実施</li> <li>・各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施（9構想区域で開催）</li> </ul>	・医療機関の理解促進を図ることなどとあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	<p>◇在宅医療における医療の提供【R1・R3】</p> <p>◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成27年度）→2,139（令和5年度）</li> <li>・在宅療養支援診療所・病院数 930（平成29年）→1,302（令和5年度）</li> <li>・在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成27年度）→1,020（令和5年度）</li> <li>・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725機関（平成26年度）→982機関（令和5年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施している診療所・病院数 <u>1,467（令和2年度）</u></li> <li>・在宅療養支援診療所・病院数 <u>956（令和2年度）</u></li> <li>・在宅看取りを実施している診療所・病院数 <u>764以上（令和2年度）</u></li> <li>・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 <u>1,416箇所（令和2年度）</u></li> </ul>	・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援とともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
医療従事者	<p>◇医師の確保【R3】</p> <p>◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） <u>205.4人（平成28年）→227.9人（令和4年度）</u></li> <li>・産科医・産婦人科医師数 772人（平成28年）→783人（令和4年12月）</li> <li>・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができるブロック数 14ブロック（平成29年度）→現状体制の維持</li> <li>・不要不急の医療機関受診抑制数 <u>18,891件（令和3年）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口10万人当たり医師数 <u>223.0人（令和2年）</u></li> <li>・産科医・産婦人科医師数 <u>794人（令和2年12月）</u></li> <li>・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができるブロック数 <u>14ブロック（令和3年）</u></li> <li>・不要不急の医療機関受診抑制数 <u>24,390件（令和3年）</u></li> </ul>	

施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
者の確保 【R1・R3】	<p>◇就業する看護職員数（人口 10 万人当たり）の増など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の就業看護職員数 <u>80,815 人 (平成 30 年 12 月末) → 90,000 人 (令和 3 年度)</u></li> <li>・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 <u>96.0% (令和元年度) → 98.0% (令和 4 年度)</u></li> <li>・届出登録者の増加 <u>3,850 件 (令和元年度) → 4,550 件 (令和 3 年度)</u></li> <li>・届出登録者の応募就職率の増加 <u>81.0% (令和元年度) → 85.8% (令和 3 年度)</u></li> <li>・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 <u>20 人 (令和 3 年度)</u></li> <li>・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 <u>新人看護職員対象研修受講者 50 名 (令和 3 年度)</u> <u>中堅看護職員対象研修受講者 50 名 (令和 3 年度)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の就業看護職員数 <u>86,360 人 (令和 2 年 12 月末)</u></li> <li>・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 <u>96.9% (令和 3 年度)</u></li> <li>・届出登録者の増加 <u>4,248 件 (令和元年度) → 5,265 件 (令和 2 年度) → 6,258 件 (令和 3 年度)</u></li> <li>・届出登録者の応募就職率の増加 <u>72.6% (令和元年度) → 67.6% (令和 2 年度) → 44.9% (令和 3 年度末)</u>  <u>※応募就職率は目標値を下回ったが、母数の增加によるものであり、就職数は増加している。</u> </li> <li>・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 <u>19 人 (令和 3 年度)</u></li> <li>・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 <u>新人看護職員対象研修受講者 43 名 (令和 3 年度)</u> <u>中堅看護職員対象研修受講者 17 名 (令和 3 年度)</u></li> </ul>	<p>・認知行動療法に関する研修について、令和 4 年度は引き続き認知行動療法等を実践できる看護職員を育成するため、多くの参加を促すよう努めるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、適切な対応を図ることとする。</p>

施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
歯科関係人材の確保 【R3】	<p>◇神奈川県の1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 <u>642 (令和2年度) → 660 (令和3年度)</u></li> <li>・県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数  【普及啓発事業】県内養成校入学者の増 前年+80 人 (令和3年度) 【研修事業】受講者のうち訪問歯科診療を行う歯科衛生士 100 人 (令和3年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 <u>649 施設 (令和2年度)</u></li> <li>・県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数  【普及啓発事業】県内養成校入学者 前年-10 人 【研修事業】新型コロナウイルス感染症の影響により中止</li> </ul>	
勤務医の働き方改革 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備 【R3】	<p>◇医療機関に対し、地域医療提供体制を確保できる適切な時間外労働時間上限水準の適用と、将来的な勤務医の労働時間縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・53% (令和元年) → 目標 100% (令和6年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業後に直近3か月の平均超過勤務時間が事業前と比べて減少した医療機関 <u>84% (令和3年)</u></li> </ul>	

<R 元年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【R1・R3】	<p>◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関（平成 26 年度）→982 機関（令和 5 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 <u>1,416 箇所（令和 2 年度）</u></li> </ul>	
医療従事者の確保	看護職員の確保 【R1・R3】	<p>◇就業する看護職員数（人口 10 万人当たり）の増など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の就業看護職員数 80,815 人（平成 30 年 12 月末）→<u>90,000 人（令和 3 年度）</u></li> <li>・県内院内保育施設運営費補助対象数 120 施設（令和 3 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の就業看護職員数 <u>86,360 人（令和 2 年 12 月末）</u></li> <li>・県内院内保育施設数 118 施設（令和 3 年度） (※2 施設は補助要件を満たせず)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。</li> <li>・中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。</li> </ul>

<H30 年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備【H30】	◇医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施（医療機関向けセミナー・相談会：4回、転換検討に対する相談支援：10 医療機関）	・ <u>地域医療連携の推進を目的としたコンサルティング事業を1地域で行った。</u>	

<H28 年度の国財源にて行った事業>

施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	<p>◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期病床数 <u>314床の増（令和3年度目標）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期病床への機能転換 <u>93床（回復期+慢性期）</u></li> </ul>	医療機関に対し、地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。

<H27 年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	緩和ケア推進事業【H27】	◇緩和ケア病棟整備数 16 施設 (27 年度) → <u>25施設 (令和3年度)</u>	◇23施設 (令和3年度末)	今後も地域における緩和ケア提供体制の充実を図るため、引き続き緩和ケア病棟を整備していく。
	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業【H27・H28】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 • 回復期病床数 <u>314床の増 (令和3年度目標)</u>  ◇特定の医療機関における外来リハ件数の増加 平成30年度 166 件 → 令和3年度 365 件	• 回復期病床への機能転換 <u>93床 (回復期+慢性期)</u>  • 特定の医療機関における外来リハ件数 <u>348件 (令和3年度)</u>	医療機関に対し、地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。
在宅医療の推進	在宅医療施策推進事業【H27】	◇在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人(28年度～)の医療従事者のスキル向上を図る。  ◇都市医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施する区域数：8区域	• <u>16,391人の医療従事者のスキル向上を図った。 (令和3年度)</u>  • 都市医師会が市町村と連携して在宅医療の推進に資する事業を実施した区域数 <u>8区域 (令和3年度)</u>	